

「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」設置要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、医師の働き方改革を進めながら、地域の医療体制を確保していくための課題等を関係団体で共有し、関係団体による取組を一層推進することを目的として、「医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて」（以下「ネットワークいわて」という。）を設置するとともに、ネットワークいわての会議（以下「ネットワーク会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2条 ネットワークいわての所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国が進める医師の働き方改革における課題や地域医療に与える影響等の共有
- (2) 医師の働き方改革に対応するための医療機関の取組と、多様な主体による地域医療を支えるための取組の共有
- (3) 医師の働き方改革を進めながら地域の医療体制を確保していくための構成団体間の連携の推進
- (4) 医師の働き方改革を進めながら地域の医療体制を確保していくための取組の研究及び普及啓発の推進
- (5) その他、前各号のために必要な事項に関すること

(ネットワークいわての構成団体及び組織)

第3条 ネットワークいわては、別表に掲げる団体により構成する。

- 2 ネットワークいわてには、本県における医師の働き方改革の取組と地域医療を支えるための取組の進捗状況を管理するため、ネットワークいわての下に幹事会を置く。

(会議)

第4条 ネットワーク会議及び幹事会は、事務局において会議を進行する。

(事務局)

第5条 ネットワークいわての事務局は、岩手県保健福祉部医師支援推進室とする。

(補則)

第6条 本要綱に定めるもののほか、ネットワークいわての事務の運営に関し、疑義が生じたときは、その都度ネットワークいわての構成団体で協議の上、決定するものとする。

附則

この要綱は、令和元年11月13日から実施する。

別表

医師の働き方改革の推進と地域医療を守るネットワークいわて構成団体名簿

	団体	区分	期待される取組
1	県民みんなで支える岩手の地域医療推進会議	県民運動組織	多様な主体による地域医療を支えるための取組
2	盛岡赤十字病院ボランティア	病院支援組織	
3	岩手県市長会	市町村	
4	岩手県町村会		
5	岩手県医師会	医師会	病院現場における医師の働き方改革を推進する取組
6	岩手医科大学附属病院	大学病院	
7	盛岡赤十字病院	公的病院	
8	北上済生会病院		
9	国立病院機構盛岡医療センター	国立病院	
10	岩手県医療局	県立病院	
11	全国自治体病院協議会岩手県支部	自治体病院組織	
12	全日本病院協会岩手県支部	民間病院組織	
13	国民健康保険団体連合会	国保連	
14	医療勤務環境改善支援センター	医師の勤務環境改善	